温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の一部を改正する件（案）の概要

令和８年 11 月
環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素基盤整備室
経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ環境政策課 GX 推進企画室

１．改正の背景

〇　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 26 条第１項に基づき、特定排出者は、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号。以下「報告命令」という。）に定める事項を事業所管大臣に対して報告することとされている。

〇　令和５年９月から令和７年６月までの「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」※において、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における森林吸収等の扱いについて議論され、国内認証排出削減量のうち自らの吸収作用の保全及び強化の取組に係る森林吸収系クレジットについては、自らの調整後排出量の調整に用いることができることとすべきとされた。

※温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会
https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/study.html

〇　これを踏まえ、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（令和８年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第１号）により、自らの温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組についても国内認証排出削減量と規定され、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件（令和８年３月経済産業省・環境省告示第１号）により国内認証排出削減量のうち自らの温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化の取組に係る森林吸収系クレジットについて自らの調整後排出量の調整に用いることができると規定された。

〇　以上を踏まえ、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量を規定する告示である、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量（平成 22 年３月経済産業省・環境省告示第３号）について、所要の改正を行う。

２．改正案の概要

〇　J―クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度）の定義に、「自らの温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組（森林の整備及び保全によるものに限る。）」を加える。【第４号】

３．根拠条項

〇　報告命令第１条第５号

４．今後の予定

〇　告 示 日：令和９年１月
〇　適用期日：令和９年４月１日

５．参照条文

〇　地球温暖化対策の推進に関する法律第 26 条第１項及び第３項
〇　報告命令第１条第５号